

## 居住サポート住宅補助制度の創設について

👉 居住サポート住宅の認定を受けた賃貸人や入居者に対し、家賃や入居中のサポートに係る費用、入居者が死亡した際の保険料等に対する補助制度を創設する。

### 1 事業概要

令和6年度に改正された「住宅セーフティネット法」に基づき、日常生活を営むことに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」という。）が入居中にサポートを受けられる賃貸住宅であり、賃貸人から申請を受けて、区が一定の要件を満たす住宅に対し認定を行う「居住サポート住宅認定制度」を令和7年10月から施行している。

#### 居住サポート住宅認定制度の概要

申請者	賃貸人（大家、運営事業者、居住支援法人等）
入居者 （要援助者の範囲）	低所得者（月収158,000円以下）、高齢者（60歳以上）、障害者 他
床面積（1戸当たり） 構造 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅：25㎡以上、既存住宅：18㎡以上</li> <li>・建築基準法、消防法に適合すること、耐震性能を有すること</li> <li>・台所、トイレ、浴室等の設備を有すること</li> </ul>
要援助者に対する サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器等による安否確認（1日1回以上）</li> <li>・援助実施者の訪問等による見守り（月1回以上）</li> <li>・福祉サービスへのつなぎを実施（要援助者の生活や心身の状況が不安定になったとき）</li> </ul>

## 2 新規に創設する補助制度

居住サポート住宅認定制度の開始を受け、都市整備部及び福祉保健部が連携し、新たに以下の補助を実施する。

### 1 家賃低廉化補助制度

区から居住サポート住宅認定制度の認定を受けた賃貸人に対し、一定の要件を満たす要援助者に対する家賃低廉化補助を行う。

#### 家賃低廉化補助制度の概要

申請者	賃貸人（大家、運営事業者、居住支援法人等）
補助対象となる要援助者の範囲	低所得者（月収158,000円以下）かつ高齢者（60歳以上）または障害者
補助金額	1戸当たり月70,000円（40,000円+30,000円（区独自補助））を上限
補助対象月数	原則10年間

スケジュール 令和8年5月～ 家賃低廉化補助申請者（賃貸人）募集開始  
令和9年4月～ 家賃低廉化補助交付開始

### 2 居住サポート費用補助制度

居住サポート住宅入居者に対し、サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）実施に係る費用の補助を行う。

#### 居住サポート費用補助制度の概要

申請者	居住サポート住宅入居者
補助対象となる経費	居住サポートに係る月額費用
補助金額	1戸当たり月額 15,000円を上限

※周知開始：令和8年5月 補助開始：令和9年4月

### 3 死亡保険料補助制度

入居者の死亡が原因で発生した損害等の補償を含む保険に係る保険料の補助を行う。

#### 死亡保険料補助制度の概要

申請者	居住サポート住宅における賃貸人又は入居者
補助対象となる入居者	高齢者（60歳以上の者のみで構成する世帯）
補助対象となる保険	死亡が原因で発生した、残存家財の整理費用、居室内修繕費用、空き家となったことによる逸失家賃のいずれかを補償として含んでいる保険に係る保険料。
補助金額	1戸当たり年額 6,000円を上限

※周知開始：令和8年5月 補助開始：令和9年4月